

出光グループのみなさまへ

申込締切日:2026年4月10日(金)

# 積立年金 (B年金保険)

拠出型企業年金保険

**意向確認書** ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

 給付内容はニーズに合致していますか。 ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。**●加入期間中の加重平均予定利率(年率)は1.24%(\*)です。**

(\*)加重平均予定利率とは、引受保険会社各社の予定利率を引受割合で加重平均したものです。(2025年9月10日現在の予定利率・引受割合で計算しており、将来変更される場合があります。)

払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引くため、上記予定利率がそのまま積立金には反映されません。積立金額の詳細につきましては、3ページ・4ページの給付額試算表を必ずご確認ください。

**●ゆとりある老後生活のための年金を準備いただくことができます。****●積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。**

(脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。詳しくは3ページ・4ページに記載の給付額試算表をご参照ください。)

**加入(増額・減額)日と申込締切日****加入(増額・減額)日:2026年7月1日(水)****申込締切日:2026年4月10日(金)**

※任意脱退のお手続きは原則年1回、上記締切日までに申出いただいた場合にかぎります。

- 当制度は追加募集をしております。
- 追加募集による新規加入日は2027年1月1日のみです。
- 追加募集時に新規加入される場合は、出光保険サービス(株)へご連絡ください。

**「申込書兼告知書」提出先:出光保険サービス(株)**

※加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

8~9ページの「契約概要」と10~11ページの「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

厚生労働省の  
公的年金シミュレーターはこちら



# 積立年金 (B年金保険) 拠出型企業年金保険

## 加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある出光興産株式会社の役員・従業員（役員、参与、顧問、社員、嘱託、用務員、その他常勤従業員とし、海外勤務者を含みます。）および一定の条件を満たす関係会社の役員・常勤従業員の方。
- 保険料払込期間中にご加入者（被保険者）が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## 積立年金 (B年金保険) の特色

<p><b>保 険 料</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■月払（給与払） 1口あたり1,000円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。</li> <li>■半年払（賞与払） 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。</li> <li>■退職時一時払 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高800口または保険料払込期間満了時の積立金相当額のいずれか高い方の金額までとします。</li> </ul> <p>※退職再雇用時に支給された退職金は、一時払保険料として払込むことはできません。          ※2025年4月2日～2026年4月1日に60歳の誕生日を迎える方で退職前に退職金を受領される場合は臨時一時金として持込みも可能です。ただし、申込日は年1回7月1日付となるため5月29日（金）までに出光保険サービスまでお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料はご加入者（被保険者）負担です。</li> <li>■月払（給与払）保険料は毎月の給与から控除します。（加入（増額・減額）日：2026年7月1日の第1回目は7月給与から、加入日：2027年1月1日の第1回目は1月給与から）</li> <li>■半年払（賞与払）保険料は年2回の賞与から控除します。</li> <li>■半年払（賞与払）については月払（給与払）の加入が必要です。</li> <li>■保険料払込期間満了日：満65歳に達した日の翌日（役員は満70歳に達した日の翌日、顧問は満75歳に達した日の翌日）とします。</li> </ul>		
<p><b>新規加入 口数変更 (保険料の増額・ 減額・払込中断)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新規加入は毎年2回（7月1日・1月1日）・保険料の増額は月払（給与払）は毎年1回（7月1日）、半年払（賞与払）は毎年2回（7月1日・1月1日）お取扱いします。</li> <li>■保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎりです。</li> <li>■保険料の減額は、別表1の事由に該当する場合にかぎり、毎月お取扱いします。ただし、月払（給与払）1口・半年払（賞与払）1口を最低残すものとします。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="438 1146 1460 1214"> <tr> <td>別表1</td> <td>①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■上記別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。（ただし、月払（給与払）保険料のお払込みのみを中断することはできません。）なお、月払（給与払）・半年払（賞与払）両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払（賞与払）保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。</li> <li>■なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。</li> <li>■任意脱退は原則年1回の取扱いとなります。</li> </ul>	別表1	①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合
別表1	①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合		
<p><b>保険料積立金の一部受取り (減口)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■別表2の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。払出日は月2回15日と月末（定休日の場合は前営業日）となります。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="438 1489 1460 1556"> <tr> <td>別表2</td> <td>①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料積立金の一部受取りの際に発行される「支払通知書」は、税務申告時に必要となりますので大切に保管してください。</li> <li>■保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることとはできません。</li> </ul>	別表2	①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済
別表2	①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済		
<p><b>受 取 人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金（年金にかえての一時金を含む）、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。</li> <li>■遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。</li> </ul>		
<p><b>配 当 金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。</li> <li>■保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。</li> <li>■毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。              ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。</li> </ul>		

## 税務上のお取扱い

### 保険料

●ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象**です。

※当積立年金（B年金保険）以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立年金（B年金保険）のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立年金（B年金保険）は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

### 年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

#### ●年金

（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \left( \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}} \right)$$

#### ●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50 \text{万円}) \times 1 / 2$$

\*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

#### ●遺族一時金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

※お支払金額により、マイナンバー（個人番号）の提出が必要となる場合がありますが、マイナンバー（個人番号）の提出先は日本生命保険相互会社になります。

\*税務の取扱い等について、2025年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

**個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。**

## 制度運営および引受保険会社

当制度は出光興産株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。（拠出型企業年金保険は、契約者が「出光興産株式会社」となりますので、ご加入者には「保険証券」は発行されません。現在のご加入内容は「申込書兼告知書」にてご確認ください。）

●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025年9月10日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

<引受保険会社> 日本生命保険相互会社（55.98%）〔事務幹事会社〕 住友生命保険相互会社（31.52%）  
第一生命保険株式会社（10.00%） 明治安田生命保険相互会社（1.50%）  
東京海上日動あんしん生命保険株式会社（1.00%）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

●この拠出型企業年金保険契約の引受割合の加重平均による平均予定利率（年率）は1.24%です。（予定利率については、将来変更される場合があります。）

払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引くため、上記予定利率がそのまま積立金には反映されません。積立金額の詳細につきましては、3ページ・4ページの「給付額試算表」を必ずご確認ください。

## 給付額試算表

- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。  
前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

【以下の給付額試算表は次のとおり加入された場合の例です】

- ・月払（給与払）（1口1,000円で10口加入） 10,000円 × 12カ月 = 120,000円
- ・半年払（賞与払）（1口10,000円で6口加入） 60,000円 × 年2回 = 120,000円

積立期間1年の 月払（給与払）保険料 半年払（賞与払）保険料 払込保険料の合計  
 120,000円 + 120,000円 = **240,000円**

（保険料払込期間満了年齢：65歳）

積立期間 (年)	払込保険料額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	保険料払込期間満了後の給付			
			20年確定年金 基本年金月額		15年保証期間付終身年金 基本年金月額	
			男女共通 (約) (円)	男性 (約) (円)	女性 (約) (円)	
1	240,000	240,500	(1,100) ☆	(1,100) ☆	(900) ☆	
2	480,000	483,700	(2,200) ☆	(2,200) ☆	(2,000) ☆	
3	720,000	729,900	(3,300) ☆	(3,300) ☆	(3,000) ☆	
4	960,000	978,600	(4,500) ☆	(4,500) ☆	(4,000) ☆	
5	1,200,000	1,230,100	(5,700) ☆	(5,700) ☆	(5,000) ☆	
6	1,440,000	1,484,500	(6,900) ☆	(6,800) ☆	(6,100) ☆	
7	1,680,000	1,741,800	(8,100) ☆	(8,000) ☆	(7,200) ☆	
8	1,920,000	2,002,000	(9,300) ☆	(9,200) ☆	(8,200) ☆	
9	2,160,000	2,265,100	10,500	10,500	(9,300) ☆	
10	2,400,000	2,531,100	11,700	11,700	10,400	
15	3,600,000	3,906,900	18,100	18,100	16,100	
20	4,800,000	5,362,500	24,900	24,800	22,100	
25	6,000,000	6,902,600	32,100	32,000	28,500	
30	7,200,000	8,532,400	39,600	39,600	35,200	
35	8,400,000	10,256,800	47,700	47,600	42,400	
40	9,600,000	12,081,800	56,200	56,000	49,900	

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

《年金受取コースをご選択の場合》

(☆) 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、( )内は参考数値です。

ご加入に  
あたっての  
ご注意

### ▶ 新規加入時

保険料から保険会社の手数料や遺族特約保険料を控除した金額が積立金となるため、脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回る場合があります。

### ▶ 増額時

保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎりですが、保険料を増額された部分の積立期間は増額年月日が起点となります。そのため、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがありますので、ご注意ください。

### ▶ 退職時一時払を活用される場合

退職時一時払を活用される場合、退職時一時払部分の積立期間は保険料が事務幹事会社に着金した日が起点となります。

なお、払込みいただいた退職時一時払保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた金額を積増します。

### ▶ 積立金について

銀行等の預貯金と違って、いつでも自由に積立金を引出すことはできません。

※詳しくは1ページの「保険料積立金の一部受取り（減口）」をご覧ください。

集まった保険料



### 〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - (1) この保険契約全体の加入口数が月払（給与払）112,520口、半年払（賞与払）40,841口を常に維持していることを前提とします。
  - (2) ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - (3) 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）（2026年7月1日時点（予定）※）および引受割合（2025年9月10日現在）に基づき計算しております。  
※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
  - (4) この保険契約における2025年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
  - (5) 記載の金額には、配当金を加味していません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をする場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度（2026年7月1日～2027年6月30日）途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. **積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。**
6. **保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。**
7. 給付額試算表は、7月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（1月1日）加入の場合は、左記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。

\*この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

## この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることできます。（また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。）
- ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

## 保険料払込期間満了時に自由にコースを選択できます。

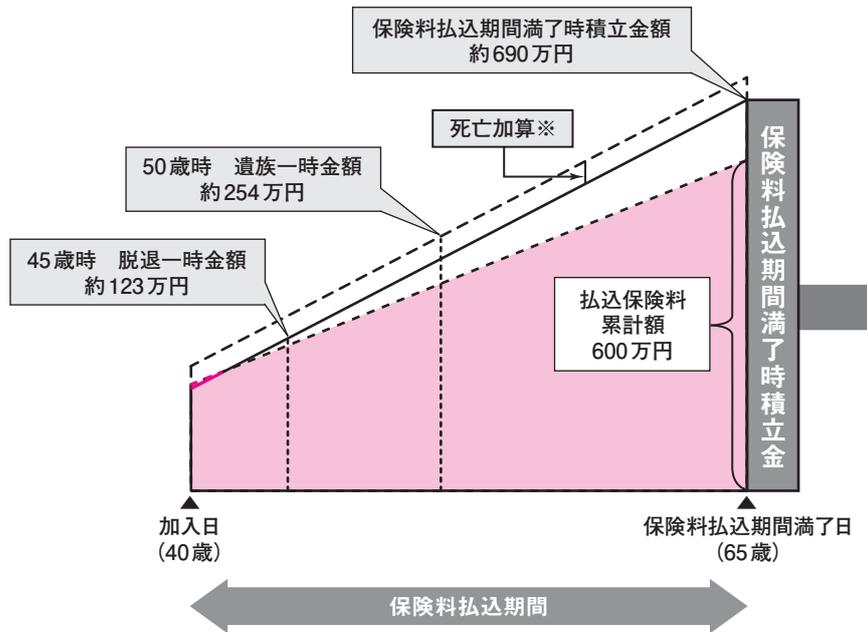
### しくみ図

#### ご加入例

- \* ご加入年齢・・・40歳（男性）
- \* 保険料・・・月払（給与払）10,000円  
（1口1,000円で10口加入）  
半年払（賞与払）60,000円  
（1口10,000円で6口加入）
- \* 保険料払込期間満了年齢・・・65歳

#### ご注意

保険料から保険会社の手数料や遺族特約保険料を控除したものが積立金となるため、脱退一時金額は、加入（保険料の増額）後の積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。（詳細は3ページ・4ページをご確認ください。）



※月払（給与払）保険料の1倍に相当する金額

#### ◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

#### ◆コースを選択するための最低必要積立金◆

保険料払込期間満了時にコースを選択するためには、少なくとも以下の積立金が必要です。

〈性別：男性 保険料払込期間満了年齢：65歳の場合〉

コース		必要積立金
年金受取コース 年金 月額1万円	10年確定年金	1,140,880円
	15年確定年金	1,660,710円
	20年確定年金	2,149,480円
	15年保証期間付終身年金	2,154,210円
一時金受取コース（一時金）		—

- 当パンフレットは2025年9月10日時点での約款・料率に基づいて作成しております。
- ※確定年金以外の必要積立金は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

※詳しい保障内容は7ページの「保険料払込期間満了後の給付内容」にてご確認ください。

## A 年金受取コース

### (1) 10年・15年・20年確定年金

10年間、15年間または20年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

#### ◆ 20年確定年金 ◆



### (2) 15年保証期間付終身年金

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。  
保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。

#### ◆ 15年保証期間付終身年金 ◆



## B 一時金受取コース

保険料払込期間満了時積立金を退職時受取一時金としてお支払いします。

◆ 一時金額 ◆

約690万円

※Aコース・Bコースを組合せることもできます。

## 給付内容

### 保険料払込期間中の給付内容

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき…脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき…死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。  
新規加入や増額される場合、死亡加算は加入日（または増額日）から適用されます。

### 保険料払込期間満了後の給付内容

#### A 年金受取コースをご選択の場合

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。  
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、15年保証期間付終身年金  
※満50歳以上満65歳（役員は満70歳・顧問は満75歳）までの退職時に、その時点で積立年金（B年金保険）に2年以上継続して加入されていた方は年金受取コースを選択いただくことができます。

#### 【10年確定年金・15年確定年金・20年確定年金】

##### 《年金受取期間中》

10年間、15年間または20年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

- ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合  
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

#### 【15年保証期間付終身年金】

##### 《保証期間中（15年間）》

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

- ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合  
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）  
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

##### 《保証期間経過後》

ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、**実際のお支払いは、年4回** 1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。  
ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 保険料払込期間満了時積立金が、基本年金のための年金原資に充当されます。
- 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

#### 《年金の繰延》

- 年金の受取開始は繰延延ることができる。年金の繰延のお取扱いは11通り（1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年または繰延期間なし）です。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。
- 年金の繰延期間中ならびに年金受取開始後は、出光保険サービス（株）を経由せず、日本生命保険相互会社が事務を直接お取扱いします。

#### B 一時金受取コースをご選択の場合

- 保険料払込期間満了時積立金をそのまま一時金として受取ることができます。

## 積立年金(B年金保険)ご契約の概要について【契約概要】

### 拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

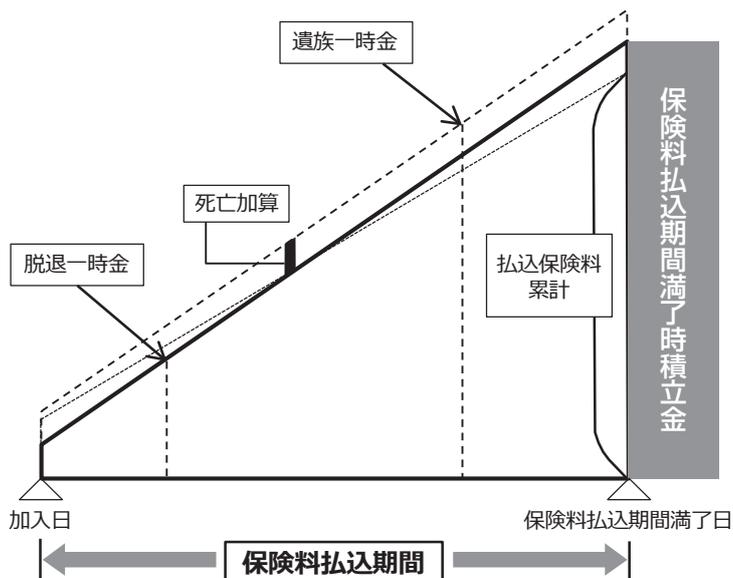
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

### この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

### しくみ図(イメージ)



**年金**  
年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。



ご注意

左記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

## 加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 給付内容

### 【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。  
10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、  
15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

### 【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

## 特に注意いただきたい事項について 【注意喚起情報】

### 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

(\*)保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

#### クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

#### 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日(\*)となります。  
※所定の加入日(\*)については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入(増額)日」です。  
※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

#### 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
- (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
    - 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
  - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
    - 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
  - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
    - 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

#### (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

#### (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

#### ◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取る目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(工)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

## 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

## 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

## 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

### 〈お問合せ先〉

#### 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

## ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 制度について

### Q1 積立年金 (B年金保険) とは簡単に言うとどのような制度ですか？

**A1** 在職中に給与・賞与からの控除で一定額を積立て、その積立金をもって満50歳以上満65歳に達した日の翌日 (役員は満70歳に達した日の翌日・顧問は満75歳に達した日の翌日) までの退職時に年金等の給付を受けて、老後生活をゆとりのあるものにするための制度です。

### Q2 積立年金 (B年金保険) の加重平均予定利率は？

**A2** 加重平均予定利率 (年率) は1.24% (\*) です。  
(\*) 加重平均予定利率とは、引受保険会社各社の予定利率を引受割合で加重平均したものです。  
(2025年9月10日現在の予定利率・引受割合で計算しており、将来変更される場合があります。)  
払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用等を差引くため、上記予定利率がそのまま積立金には反映されません。  
積立金額の詳細につきましては、3ページ・4ページの給付額試算表を必ずご確認ください。

### Q3 この制度にはどのような留意点がありますか？

**A3** 一度加入すると継続的に保険料を払込まないと脱退となります。  
※払込中断期間を除きます。(1ページをご参照ください。)  
また、保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用 (事業費) 等を控除した金額が積立金となるため、加入または保険料の増額後の積立期間によっては、積立金額が払込保険料累計額を下回ることがあります。(詳しくは、3ページ・4ページの給付額試算表をご参照ください。)

### Q4 いつでも加入できますか？

**A4** 月払 (給与払)・半年払 (賞与払) とともに年2回、7月1日と1月1日に新規加入ができます。  
それ以外の時期はお取扱いできません。  
なお、関係会社の役員・常勤従業員の方の半年払 (賞与払) につきましては、原則年1回4月 (加入日: 7月1日) の募集期間中のみのお取扱いとさせていただきます。

### Q5 保険料は自由に決められますか？

**A5** 保険料はすべて口数制になっており、次の範囲で選択いただけます。  
【月 払 (給与払)】1口……1,000円  
最低1口 (1,000円) ~ 最高999口 (999,000円)  
【半年払 (賞与払)】1口……10,000円  
最低1口 (10,000円) ~ 最高999口 (9,990,000円)  
※半年払 (賞与払) を活用される場合でも、月払 (給与払) のご加入が必要です。

## Q6 積立年金（B年金保険）の口数を途中で変更することはできますか？

A6

- ・保険料の増額をご希望の場合  
月払（給与払）保険料の増額は、年に1回、毎年4月の生命保険募集時のみ受付けています。  
半年払（賞与払）保険料の増額は、年2回、人事部より賞与支給前に変更期間が設けられます。人事部の案内に従ってお手続きください。  
なお、関係会社の役員・常勤従業員の方の半年払（賞与払）につきましては、年1回4月の募集期間中のみのお取扱いです。  
その他の期間での変更は、お手続きできません。  
ただし、保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎります。
- ・保険料の減額をご希望の場合  
保険料の減額は、以下の〈別表1〉の事由に該当する場合にかぎり、いつでもお手続きできますので、出光保険サービス（株）までお申し出ください。  
所定の手続き書類を送付します。  
半年払（賞与払）の減額は、増額と同様のお手続きです。  
なお、関係会社の役員・常勤従業員の方の半年払（賞与払）につきましては、年1回4月の募集期間中のみのお取扱いです。  
ただし、月払（給与払）1口（1,000円）・半年払（賞与払）1口（10,000円）を最低残すものとします。0口（0円）に設定することはできません。

〈別表1〉

- |  |
|--|
| ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得<br>④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済<br>⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合 |
|--|

## Q7 退職金を活用した退職時一時払保険料の加入限度額がありますか？

A7

- 年金受取コースをご選択の場合は、800万円もしくは保険料払込期間満了時の積立金相当額のいずれか高い金額を上限として（ただし、保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等が控除されます）一時払保険料を払込むことができます。  
ただし、退職再雇用時に支給された退職金は、一時払保険料として払込むことはできません。

## Q8 積立年金（B年金保険）の保険料積立金の一部受取り（減口）の手続きについて教えてください。

A8

- 以下の〈別表2〉の事由に該当する場合にかぎり、「拠出型企業年金保険給付金請求書（一部解約用）」を提出、または加入者ダイレクトでWEB申請いただくことにより、毎月2回お取扱いしています。
- ・毎月15日締切分 ⇒ 当月末日受取り
  - ・毎月月末締切分 ⇒ 翌月15日受取り
- なお、保険料積立金の一部受取り（減口）は、最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。

〈別表2〉

- |  |
|--|
| ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得<br>④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 |
|--|

## Q9 もし在職中に脱退した場合、積立金は戻りますか？

**A9** 脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。（脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。特に、積立期間が短い方はご注意ください。詳しくは、3ページ・4ページの給付額試算表をご参照ください。）  
なお、脱退しても、次の募集時期に加入資格を満たしていれば再加入することができます。

## Q10 生命保険会社が破綻した場合、積立年金（B年金保険）はどうなりますか？

**A10** 生命保険会社が破綻した場合は、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られ、例外を除き、責任準備金等の90%まで補償されます。  
※責任準備金とは、生命保険会社が将来の年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金を指します。

## Q11 給付内容を簡単に説明してください。

**A11**

- ・ 10年・15年・20年確定年金 …… 年金受取期間中（10年間・15年間・20年間）、ご加入者（被保険者）の生死にかかわらず年金をお支払いします。
- ・ 15年保証期間付終身年金 …… 保証期間中（15年間）、ご加入者（被保険者）の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。
- ・ 一時金受取コース …… 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金全額を一時金で受取ることができます。

※詳細は6ページ・7ページをご参照ください。

## 年金について

## Q12 年金はどのようにして受取るのですか？

**A12** 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回 1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分がまとめてご指定の口座に振込まれます。ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

## Q13 年金の受取開始の繰延期間中に脱退または死亡したときはどうなりますか？

**A13** 脱退または死亡時点の積立金額を一時金でお支払いします。年金でのお受取りはできません。

## Q14 年金受取期間中に死亡したときはどうなりますか？

**A14** ご遺族に残存受取期間または残存保証期間の年金をお支払いします。ご希望により年金にかえて残存受取期間または残存保証期間に対応する年金原資を一時金として受取ることもできます。

### <個人情報の取扱いに関する出光興産株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、出光興産株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（出光保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。  
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

### ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 出光保険サービス株式会社

TEL：0120-132-371

【受付時間 月曜日～金曜日 9：30～16：00（祝日を除く。）】

<保険会社お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター

TEL：0120-563-924（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（970-99431）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

### <「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

### お問合せ先

#### 「申込書兼告知書」ご提出先

【募集代理店】 **出光保険サービス株式会社**

〒108-6211  
東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟11階

**お問合せ** 0120-132-371 平日9:30～16:00

<https://www.idemitsu.com/jp/hoken/index.html>

出光保険サービス 🔍

公式ホームページへの  
アクセスはこちら

